

奈良県こども食堂朝食提供支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全てのこどもが、将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域のこども達が、無料又は低額で「食事」の提供を受け、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる食堂（以下、「こども食堂」という。）において朝食提供を行う団体を県内全域に広げることを目的として、「こども食堂」を運営する団体に対して、朝食提供に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下、「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる者とは、奈良県内で「こども食堂」を運営し、朝食提供を実施する団体（営利団体又は、社会福祉法第22条（昭和26年3月法律第45号）に規定する社会福祉法人を除く。）であり、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 「こども食堂」において朝食提供を開始した日から3年以内の団体であること。ただし令和元年度以降の継続事業であり補助期間が12カ月に達していないものは、この限りではない。
- (2) 「こども食堂」を運営する団体の所在地が県内であり、代表者が定められた団体であること。
- (3) 「こども食堂」の事業運営を適切に行うことができる団体であること。
- (4) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とする。

- (1) 幅広くこどもが参加できる「こども食堂」を概ね月1回以上、定期的を実施すること。
- (2) こどもに無料又は低額（1食あたり200円を上限とする。）で食事を提供すること。
- (3) 1回当たり10食以上提供できること。
- (4) 「こども食堂」の実施にあたっては、単なる食事の提供だけでなく、こどもが配膳の手伝い等を通じてしつけを学ぶ活動や、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取り組みを実施することにより、こどもが社会性を学びながら、地域の仲間達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること。
- (5) こどもが広く参加できるよう地域における広報活動を行うこと。
- (6) 実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営は行わないこと。
- (7) 常時、運営に携わるスタッフのうち1名以上は食品衛生に関する講習会を受講し、「こども食堂」を開催する際には、左の者を少なくとも1名を配置することにより、食品衛生法（昭和22年2月法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行うこと。
- (8) 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険に加入すること。
- (9) 県の他事業（奈良らしい「こども食堂」推進事業を除く。）の補助対象となっていないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の対象経費及び補助限度額は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助対象経費（奈良らしい「こども食堂」推進事業の補助対象として申請している経費を除く。）

- ・ 食材費（食材、調味料等）
- ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・ 消耗品費（チラシ代、洗剤・ラップ・鍋等の台所用品、食器類、調理器具等1品の取得価格又は評価価格が1万円未満のもの）
- ・ 手数料及び負担金（食品衛生に関する講習会の受講費用等）
- ・ 保険料（こども食堂保険、傷害保険等）
- ・ 送料

(2) 補助限度額

こども食堂の朝食提供に要する経費で、1団体につき、補助対象月数に20,000円を乗じて得た額を限度として、朝食提供に要した経費の総支出額から寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額（参加者負担金を含まず）を控除した額のうち前号の補助対象経費の合計額とする。

(3) 補助対象期間

補助対象期間は、1団体につき、補助事業開始後の最初の交付決定日から当該年度の3月末日までとする。

ただし、前年度に第6条に基づく交付決定を受けている場合は、12箇月から前年度までに補助金を受けた月数を減じた月数とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請団体に対し通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合（補助額の増を伴わない変更であり、経費の配分の変更が補助対象経費の30%未満となる軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業計画書（第2号様式）及び事業計画変更書（第5号様式）に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ない。

- (3) 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) (1)から(3)までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返還を命ずることができる。

（変更の承認の申請）

第8条 この補助金の交付決定を受けた団体は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。また、知事は、団体より事業の変更承認申請があったときは、申請に係る書類の審査等を行い、その結果を通知するものとする。

- (1) 事業の変更承認申請書（第6号様式）
- (2) 事業計画変更書（第5号様式）
- (3) 収支予算変更書（第7号様式）

（補助金の概算払）

第9条 知事は必要があると認めるときは、交付決定額の5割を限度として概算払をすることができる（算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）。

- 2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 知事は、この補助金の交付を受けた団体に対し、随時、必要な報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 この補助金の交付を受けた団体は、「こども食堂」で朝食提供する事業とそれ以外の活動に係る経理を明確にするため、「こども食堂」で朝食提供する事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えること。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた団体は、交付の対象となった事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（第9号様式）
- (2) 精算額算出内訳書（第10号様式）
- (3) 事業実績報告書（第11号様式）
- (4) その他知事が必要と認めたもの

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、補助金の交付を受けた団体が次に掲げる場合に該当する場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助金を補助目的以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正行為をした場合
- (4) 事業執行が中断し、知事が督促したにもかかわらず一定期間内に執行しない場合
- (5) 利用者からの苦情、トラブルなどの不適切な行為があり、知事が改善指示したにもかかわらず一定期間内に改善がない場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(交付額の確定及び精算)

第13条 知事は、補助団体から実績報告があった場合において、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 知事は、補助団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

(各機関との調整、連携)

第14条 この補助金の交付を受ける団体は、「こども食堂」の実施にあたり県、社会福祉協議会、又は開催場所の市町村と広報や運営にあたって調整、連携に努めること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成30年9月4日から施行する。

2 平成29年度に、この補助金の交付を受けた団体にかかる要綱第4条(3)に規定する補助対象期間の開始日は、平成30年4月1日とする。

(附 則)

1 この要綱は、令和元年9月9日から施行する。

2 平成30年度に、この補助金の交付を受けた団体にかかる要綱第4条(4)に規定する補助対象期間の開始日は、平成31年4月1日とする。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度に、この補助金の交付を受けた団体にかかる要綱第4条(3)に規定する補助対象期間の開始日は、令和2年4月1日とする。